

# 【明石市プレミアム付商品券】

## 取扱店舗 募集要項

### 【第2次募集】

令和元年8月1日（木）～令和元年8月30日（金）

明石市プレミアム付商品券事務局

#### ◆問合せ先

明石市プレミアム付商品券コールセンター

平日 10:00～17:00（土・日・祝休業、年末年始 12月28日～1月5日休業）

TEL : 0570-000-217

FAX: 078-570-5100

E-MAIL : p\_akashi@jtb.com

URL : <https://premium-gift.jp/akashi/>

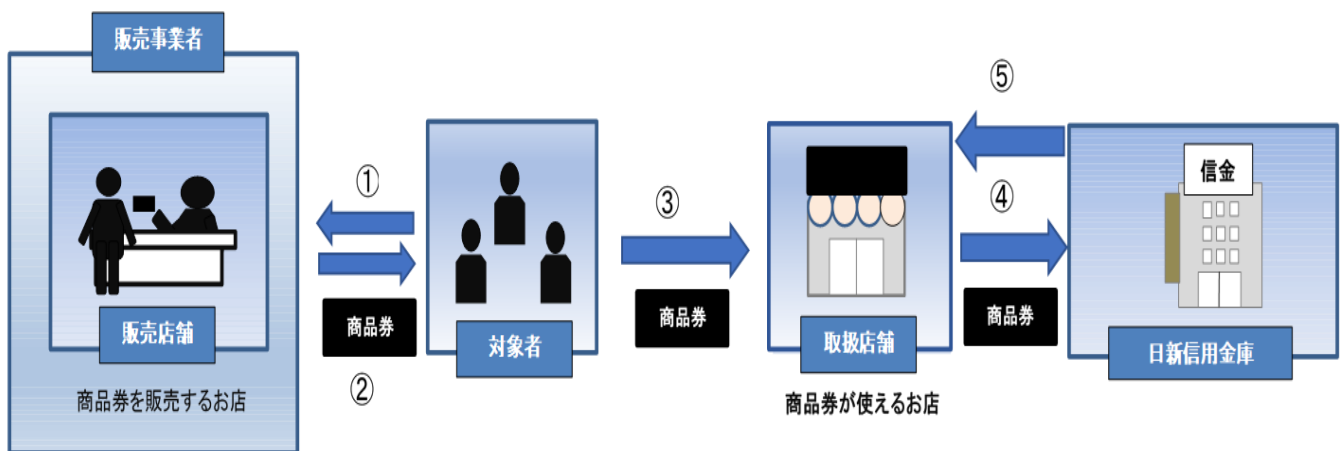
## 1 趣旨

消費税及び地方消費税税率上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、住民税非課税の方、乳幼児のいる子育て世帯を対象にプレミアム付商品券を発行するにあたり、そのプレミアム付商品券を使用できる取扱店舗(以下、取扱店舗という。)を募集し、参加資格等を審査のうえ、承認するとともに取扱店舗として登録する。

## 2 プレミアム付商品券発行事業の概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1)商品券の名称 | 明石市プレミアム付商品券  |
| (2)発行者    | 明石市プレミアム付商品券発行委員会   |
| (3)対象者    | ①住民税非課税者(課税基準日:平成31年1月1日)<br>※課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く<br>②子育て世帯の世帯主<br>※平成28年4月2日～令和元年9月30日までの間に生まれた子が対象 |
| (4)商品券の構成 | 1冊につき5,000円分(500円券×10枚)を4,000円で販売   |
| (5)購入限度額  | 【非課税者】5冊25,000円分(負担額20,000円)<br>【子育て世帯】5冊25,000円分(負担額20,000円)×対象の子どもの数  |
| (6)販売期間   | 令和元年10月1日～令和2年2月21日まで   |
| (7)使用期間   | 令和元年10月1日～令和2年2月29日まで   |
| (8)取扱店    | 商品券を用いた取引を行う場所として登録された市内の店舗等<br>販売冊数:266,000冊(1冊5,000円)<br>発行金額:1,330,000,000円                                  |

### 『全体フロー図』



### 3 商品券の使用対象にならないもの

商品券は次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできません。

- (1) 出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等)
- (2) 有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第2条に規定する当せん金付証票(宝くじ)及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
- (5) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (6) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- (7) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするものの内、有効期限が令和2年2月29日を超えるもの
- (8) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (9) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業に係る支払い
- (10) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

### 4 取扱店舗登録にあたっての参加資格

明石市内に事業所または店舗がある、飲食・小売・サービス事業者であり、明石市内の店舗等のみにおいて商品券の利用を制限出来る者。但し、次の事業者を除く。

- (1) 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業を行う者。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- (3) 上記3.[商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- (4) 明石市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されている者。
- (6) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (7) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は

暴力団員を利用しているとき。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (11) 本店所在地の市町村税、消費税及び地方消費税を完納していない者。
- (12) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者。

## 5 取扱店舗の責務等

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守及び注意して下さい。

- (1) 取扱店舗は、商品券を利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が配布するポスター及びステッカーを利用者に分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合(特売品など)は、予め利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- (3) 使用される商品券は、事務局が事前に配布する見本と間違いがないか確認して下さい。なお、偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨明石市プレミアム付商品券コールセンターへ報告して下さい。商品券の見本については、レジ担当者や商品券を取り扱う全ての店員に周知願います。
- (4) 取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため、券裏面に取扱店舗受領印を押印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。また、使用済み商品券を換金するにあたり、万入金額に差異があった場合、取扱店舗控え(半券)による照合が必要となる為、入金確認を完了するまで大切に保管して下さい。(この控えがない場合は、振込金額の差異があっても異議申し立てをすることができません。なお、控えの半券がある場合でも、振り込み完了後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんのでご注意願います。)
- (5) 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- (6) 商品券は転売、譲渡、再利用、現金との交換は禁止しています。
- (7) 商品券面額以下の利用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい。不足分は現金等で受け取って下さい。
- (8) 商品返品の際の返金はできません。
- (9) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- (10) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(明石市プレミアム付商品券発行委員会)及び明石市は責を負いません。

※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

- (11) 明石市プレミアム付商品券発行委員会、その他当該事業に係る関係者の事業運営に協力して下さい。

## 6 取扱店舗申し込みについて

### (1) 申込み方法

参加店舗登録希望者は、この「募集要項」ならびに要項末尾に記載の「誓約事項」に同意の上、取扱店舗登録申請書に必要事項を記入し、下記のいずれかの方法でお申込みください。

◆WEB申込み <https://premium-gift.jp/akashi/> （明石市プレミアム付商品券ホームページ）

**★登録(換金)には、日新信用金庫の口座が必要になります。必ず、ご準備の上ご登録ください。**

#### 「大型店等の場合」

- ① 大型店・量販店・チェーン店・系列店などの明石市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、店舗毎ではなく、事業者単位でとりまとめて申込みを行って下さい。
- ② 原則、明石市内全ての店舗で利用可としてください。
- ③ すべての取扱店舗に「募集要項」の内容に同意して頂き、各店舗の名称(例：×××デンキ明石店)、所在地(郵便番号を含む)、電話番号、FAX番号、担当者氏名等の登録が必要です。明石市プレミアム付商品券ホームページの登録フォームをご利用ください。

#### 「商店街等の場合」

商店街について、基本的には上記と同様の方法にて、組合単位でのご登録をお願いします。

### (2) 申込み期間

令和元年8月1日(木)～令和元年8月30日(金)

### (3) 登録・承認・取消

登録申込みのあった事業者については、明石市プレミアム付商品券発行委員会での審査を経て、取扱店舗として承認します。

ただし、承認後であっても下記に該当する場合承認を取り消すことがあります。

- ① 申込内容に虚偽・不備・不正等があった場合
- ② 募集要項に違反する行為が認められた場合
- ③ 明石市プレミアム付商品券発行委員会が承認を取り消すと判断した場合

## 7 換金手続きについて

物品の販売又は役務の提供などの取引において商品券を受け取った取扱店舗は、次の要領で換金を申し出ることができます。

### (1) 指定金融機関

商品券換金のための指定金融機関は、明石市内の日新信用金庫本店又は支店とします。

※ 市外支店での換金は受け付けません。

各店舗名及び所在地は別表に記載しています。

### (2) 換金期間

商品券の換金期間は、**令和元年 10 月1日(火)から令和2年3月6日(金)まで**とし、期間経過後の換金には応じられませんのでご注意ください。

ただし、天災等の事情により、当該期間に換金することができない場合は、商品券発行委員会にご相談ください。

### (3) 換金手数料

換金手数料の負担はありません。

#### (4) 換金スケジュール

換金期間内のスケジュールについては、特に定めはありません。各店舗・事業所の都合に合わせ、指定金融機関（市内の日新信用金庫本店又は支店）の窓口にて換金してください。また、換金期間後の受付は一切できません。

なお、換金受付後、**3 営業日目の 13 時以降**の入金となります。

※ 入金登録する口座は、市外の日新信用金庫支店であっても問題ありません。

#### (5) 換金方法

換金の際は次の点に注意した上で、以下、(6)に記載されたものを全て**指定金融機関**の窓口まで持参してください。

① 計数機で数えられなくなるため、商品券の形状を変えない。

(切ったり、破ったりしない。また接着剤やホッチキス・パンチ等で綴り合わせることも不可)

② 冊子から切り離れた(1枚ずつ離れた)状態にする。

③ 以上の注意事項を遵守下さい。換金に応じられない場合があります。

#### (6) 指定金融機関の窓口へ持参するもの

品目	備考
① 使用済み商品券	枚数を数え、全ての裏面に①取扱店名を記入(印判可)し、店舗印を押印、 ②使用日を記入(印判可)したもの
②換金依頼書	必要事項を記入したもの
③身分証明書	免許証等、身分を証明するもの
④預金通帳	指定金融機関(日新信用金庫)の預金通帳

#### (7) 換金条件

利用者が汚損・破損した商品券を持ってきた場合は、次の全ての条件を満たせば換金できますので、受け取る際に確認してください。

- ・商品券番号が確認できるもの
- ・表面の面積が5分の4以上あるもの
- ・表面の偽造防止の特殊な加工等が残っていること

以上の条件を満たさない商品券や、偽造されたおそれのある商品券は換金できません。

また、利用者より表紙のついた綴りごと(1冊丸ごとの)商品券を受け取った場合は、必ず枚数を確認してください。

## 別表:日新信用金庫 指定本支店

### 別 表

日新信用金庫機関 所在地及び連絡先				
支店コード	店名	郵便番号	所在地	電話番号
001	本店営業部	673-0892	本町2-3-20	912-4567
002	明石駅前支店	673-0885	桜町11-14	911-8181
003	人丸支店	673-0875	大蔵天神町4-7	912-0337
032	林崎支店	673-0033	林崎町1-4-20	922-7431
009	西明石支店	673-0041	西明石南町2-14-7	923-1101
027	市場支店	673-0044	藤江2029-1	921-3020
004	大久保支店	674-0058	大久保町駅前2-1-7	936-2165
006	江井ヶ島支店	674-0064	大久保町江井島739-3	946-0623
036	魚住支店	674-0081	魚住町錦が丘1-12-1	947-6799
005	二見支店	674-0092	二見町東二見887-1	942-1221

## 8 その他留意事項

- (1)商品券の取扱い、換金の方法など詳細については、9月に配布する「取扱店舗マニュアル」を参照して下さい。
- (2)「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、明石市プレミアム付商品券発行委員会がその対応を決定します。
- (3)取扱店舗の情報(店舗名称、所在地、電話番号、業種等)は、「商品券の使えるお店」として専用ホームページにより広報します。
- (4)令和元年7月31日までにお申込みされた取扱店舗様に関しましては、商品券販売店舗に設置する取扱店舗案内冊子に掲載します。
- (5)本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広告知物・掲出等については事前に明石市プレミアム付商品券発行委員会の承認が必要となります。明石市プレミアム付商品券専用ホームページにより画像等使用承認申請を行って下さい。
- (6)商品券の利用者に不利益を与える行為や故意により事務局等に対して損害を与える行為等を行った場合は、換金の拒否もしくは損害賠償を求める場合がございますのでご注意ください。
- (7)明石市プレミアム付商品券発行委員会の方針等によって、内容が変更される可能性がある旨を予めご了承願います。
- (8)令和2年3月10日以降の異議申し立てはできません。

## 誓約事項

1. 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
2. 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払を受け付けません。
3. 商品券の再販・再流通を致しません。
4. 商品券の偽造・悪用・濫用を致しません。
5. 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
6. 商品券の利用期間中(令和元年10月1日～令和2年2月29日)は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事由がない限り途中辞退を致しません。
7. 商品券の取扱、参加店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し遵守します。
8. 商品券の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
9. 商品券の取扱に関して協議会からの改善要請等があった場合には、それに従います。
10. 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表(専用HP、チラシ等に掲載)について同意します。
11. 登録する店舗は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などを運営する者」、「特定の政治団体と関わる店舗等」又は「公序良俗に反する店舗等」ではありません。